

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	太陽光発電施設用地 造成事業	真野地区 (工区)	南相馬市

図面記号									
M - 3 -									
1 当事者の住所 等	当事者の別	氏 名			捺印	住 所			
	譲受人	南相馬市			印	福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の 使用収益権が 設定されてい る場合		土地利用区分	
			登記簿	現 況		種 類 権利の	権利者 の氏名 又は名 称	農振法	都 市 計画法
	別 紙 1、2、3 の と お り								
	計	6,260.00㎡		(田 6,260.00㎡		畑 .00㎡)			
3 権利を設定し 又は移転しよ うとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別		権利の設定、 移転の時期	権 利 の 存続期間	その他			
	所有権	移転		復興整備計画 公表後	永久				
4 転用するこ とによって生 ずる付近の農 地作物等の被 害の防除施設 の概要	敷地周辺を道路で囲む計画であるため、農地に直接隣接する個所はない。敷地境界はフェンスを設置する。設置する工作物も低層であるため、日照上の影響もない。事業内容上、工業排水は発生しないが、敷地内び雨水を排水する必要があるため、独自の管路による排水路を整備する。内容については鹿島町土地改良区と協議済(H24.12)である。								

(別紙1) 2の欄 土地の所在等(転用対象地)

所 在	地 番	地 目		面 積 (m^2)	耕作者の氏名 (2)	土地利用区分		備考 (転用行為のための権利の種類等)
		登記簿	現 況			農振法	都 市 計画法	
(転用対象地)								
南相馬市鹿島区 烏崎字大木戸	1番	田	田	2,969		農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外	土地改良法に基づく使用収 益権(土地改良法第89条 の2第6項)
南相馬市鹿島区 烏崎字大木戸	2番	田	田	3,027		農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外	土地改良法に基づく使用収 益権(土地改良法第89条 の2第6項)
南相馬市鹿島区 烏崎字大木戸	3番	田	田	3,002の一 部 264		農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外	土地改良法に基づく使用収 益権(土地改良法第89条 の2第6項)
計	3筆	6,260.00 m^2 (田		6,260.00 m^2	畑	0.00 m^2)		

(別紙2) 2の欄 土地の所在等(一時利用指定地)

所 在	地 番 (仮地番)	地 目		面 積 (㎡)	耕作者 の氏名 (2)	土地利用区分		備 考 (転用行為のための 権利の種類等)
		登記簿	用途			農振法	都 市 計画法	
(一時利用指定地)								
	117-6-1	田	田(非)	922.00				
	117-6-2	田	田(非)	1,849.00				
	117-6-3	田	田(非)	3,489.00				
計	3筆	6,260.00㎡ (田		6,260.00 ㎡	畑	0.00 ㎡)		

(別紙3) 2の欄 土地の所在等(従前地)

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	耕作者 の氏名 (2)	土地利用区分		備考 (転用行為のための 権利の種類等)
		登記簿	現 況			農振法	都 市 計画法	
(従前地)								
(仮地番117-6-1)								
鹿島区江垂字柚原	137番2	田	田	922.00				
(仮地番117-6-2)								
鹿島区大内字関根	177番1	田	田	925.00				
鹿島区大内字関根	177番2	田	田	924.00				
(仮地番117-6-3)								
鹿島区烏崎字大迫	219番1	田	田	1727.00				
鹿島区烏崎字大迫	224番	田	田	1762.00				
計	5筆	6,260.00㎡		(田	6,260.00 ㎡	畑	0.00 ㎡)	